件 名	松前町森林環境譲与税基金条例				
主管課	産業課				
根拠法令等	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)				
制定の主な内容	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)の施行に伴い、木材の利用の促進に関する施策に要する経費に充てるため、森林環境譲与税を原資とする、松前町森林環境譲与税基金を設置する。 〇森林環境譲与税の譲与割合、譲与基準及び見込額 (1)譲与割合 市町村9割、都道府県1割 ただし、制度創設当初は、市町村の支援を行う都道府県の役割が大きいと想定されるため、市町村8割、都道府県2割から段階的に移行する。 (2)譲与基準 私有林人工林面積(5割)、林業就業者数(2割)、人口(3割)で按分 (3)見込額				
	年度	全国	全国(市町村分)	愛媛県(市 町村分)	松前町
	R 1 ∼R 3	200 億円	160 億円	3.7億円	1,138 千円
	R 4 ∼R 6	300 億円	240 億円	5.6 億円	1,706 千円
	R 7 ∼R10	400 億円	340 億円	8.0 億円	2,417 千円
	R11~R14	500 億円	440 億円	10.3 億円	3,128 千円
	R15 以降	600 億円	540 億円	12.7 億円	3,839 千円
施行日	公布の日				

【その他参考事項】